



# 島根県報

令和6年2月2日（金）

第 4 8 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
換地計画書の縦覧	（       "      ）	3
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
公有水面埋立ての竣功認可	（水 産 課）	3
漁業災害補償法の規定による同意	（沿岸漁業振興課）	4
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	5

### 【特定調達公告】

令和6年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（下 水 道 推 進 課）	5
令和6年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）に係る一般競争入札の落札者等	（       "      ）	5
令和6年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）に係る一般競争入札の落札者等	（       "      ）	6
島根県立中央病院における医薬品の購入に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	7
島根県立中央病院における高解像度手術顕微鏡の調達に係る一般競争入札の落札者等	（       "      ）	9

### 【教委告示】

島根県指定天然記念物の指定	（文 化 財 課）	10
島根県指定史跡の地域の追加に係る指定	（       "      ）	10

### 【正 誤】

令和5年11月10日付け島根県報第464号中	（総 務 課）	10
令和6年1月12日付け島根県報第480号中	（       "      ）	11

---

**告 示**

---

**島根県告示第76号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

## 雲南市土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

石飛 厚志 雲南市掛合町掛合1615番地 4  
内田 孝志 雲南市大東町仁和寺1674番地 1  
三原 修三 雲南市大東町東阿用276番地  
勝部 新治 雲南市加茂町三代767番地  
錦織 弘 雲南市加茂町大崎214番地 3  
細木 勝 雲南市木次町宇谷1392番地  
多根 章生 雲南市木次町里方385番地  
須山 哲好 雲南市三刀屋町給下905番地 1  
藤原 俊雄 雲南市三刀屋町里坊170番 1 地  
古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地  
小村 重美 雲南市掛合町多根1469番地 4

## 監事

渡部 博 雲南市吉田町吉田2830番地 6  
板垣千代司 雲南市掛合町松笠1617番 1 地  
山崎 要一 雲南市大東町仁和寺1473番地

## 2 就任年月日

令和5年12月21日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

石飛 厚志 雲南市掛合町掛合1615番地 4  
内田 孝志 雲南市大東町仁和寺1674番地 1  
堀江 善彦 雲南市大東町下久野523番地  
勝部 新治 雲南市加茂町三代767番地  
錦織 弘 雲南市加茂町大崎214番地 3  
細木 勝 雲南市木次町宇谷1392番地  
多根 章生 雲南市木次町里方385番地  
須山 哲好 雲南市三刀屋町給下905番地 1  
藤原 俊雄 雲南市三刀屋町里坊170番 1 地  
古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地  
小村 重美 雲南市掛合町多根1469番地 4

## 監事

渡部 博 雲南市吉田町吉田2830番地 6

板垣千代司 雲南市掛合町松笠1617番1地

室下 茂安 雲南市木次町東日登329番地9

### 島根県告示第77号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南中央地区（潤谷工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

### 島根県告示第78号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町小田1001-1、1001-4、1005、1006-3

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小田1001-1・1001-4・1005・1006-3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第79号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 竣功認可の年月日  
令和6年1月23日
- 2 竣功認可を受けた者  
松江市殿町1番地  
島根県 代表者 島根県知事 丸山達也
- 3 埋立区域の位置、区域及び面積
  - (1) 位置  
島根県浜田市原井町3025番地先公有水面
  - (2) 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と4の地点を結んだ線により囲まれた区域  
1の地点 島根県浜田市港町日和山143番地の三等三角点「日和山」（北緯34度54分01秒.9267、東経132度04分03秒.2700）から200度17分32秒、1,108.82メートルの地点  
2の地点 1の地点から324度45分57秒、1.16メートルの地点  
3の地点 2の地点から55度01分14秒、230.30メートルの地点  
4の地点 3の地点から144度21分22秒、1.13メートルの地点
  - (3) 面積  
264.14平方メートル
- 4 埋立地の用途  
漁港施設用地
- 5 免許の年月日及び番号  
令和3年4月23日 指令水第121号
- 6 縦覧場所  
島根県農林水産部水産課、西部農林水産振興センター及び浜田市役所

---

#### 島根県告示第80号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和6年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 加入区の名称  
益田
  - (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域
  - (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分
  - 2 (1) 加入区の名称  
益田
  - (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域
  - (3) 漁業の区分
-

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

### 島根県告示第81号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
隠岐郡西ノ島町	令和2年度～4年度	10枚	1冊	別府③	令和6年1月23日
隠岐郡隠岐の島町	令和2年度～4年度	7枚	1冊	代④	令和6年1月23日
隠岐郡隠岐の島町	令和3年度～4年度	9枚	1冊	大久②	令和6年1月23日
鹿足郡津和野町	令和2年度～3年度	11枚	1冊	田二穂工区①	令和6年1月23日

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 件名及び数量

令和6年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託  
 予定数量 1,500トン

#### 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

#### 3 落札者を決定した日

令和6年1月16日

#### 4 落札者の氏名及び住所

三光株式会社 代表取締役 三輪 昌輝 鳥取県境港市昭和町5番地17

#### 5 落札金額

44,250,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

#### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 7 特例公告を行った日

令和5年12月8日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和6年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和6年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その1)  
予定数量 2,000トン

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階)

3 落札者を決定した日

令和6年1月16日

4 落札者の氏名及び住所

三光株式会社 代表取締役 三輪 昌輝 鳥取県境港市昭和町5番地17

5 落札金額

57,000,000円(消費税及び地方消費税の額を除く。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年12月8日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和6年2月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和6年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その2)  
予定数量 2,000トン

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階)

3 落札者を決定した日

令和6年1月16日

4 落札者の氏名及び住所

三光株式会社 代表取締役 三輪 昌輝 鳥取県境港市昭和町5番地17

5 落札金額

57,000,000円(消費税及び地方消費税の額を除く。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年12月8日

---

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年2月2日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

## 1 調達内容

### (1) 医薬品名、規格・包装及び予定数量

- ア オプジーボ点滴静注240mg、240mg24ml 1 瓶、294瓶
- イ キイトルーダ点滴静注100mg、100mg 4 ml 1 瓶、371瓶
- ウ ボライビー点滴静注用30mg、30mg1.8ml 1 瓶、176瓶
- エ ユルトミリスH I 点滴静注1100mg/11ml、1100mg11ml 1 瓶、18瓶
- オ ダラキューロ配合皮下注、15ml 1 瓶、90瓶

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 納入期間

令和6年4月1日から同年9月30日まで

### (4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

### (5) 入札方法

- ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で(1)の医薬品それぞれの単価を記載すること。
- イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「7薬品類」小分類「(1)医療薬品」に登録された者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医薬品販売業の許可を受けた者であること。
- (8) 本公告に示した医薬品を納入することができることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話 0853-30-6431

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和6年2月2日（金）から同年3月1日（金）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

令和6年3月22日（金）午後1時（郵送の場合は書留郵便とし、同月21日（木）午後5時までに到着していること。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月22日（金）午後1時

イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求められることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9) 不当介入への対応



入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札は行わない。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased :

- a OPDIVO Injection 240 mg, 240 mg 24 ml 1 vial, 294 vials
- b KEYTRUDA Injection 100 mg, 100 mg 4 ml 1 vial, 371 vials
- c PLIVY for Intravenous Infusion 30 mg, 30 mg 1.8 ml 1 vials, 176 vials
- d ULTOMIRIS HI Injection 1100 mg / 11 ml, 1100 mg 11 ml 1 vial, 18 vials
- e DARZQURO Combination Subcutaneous Injection, 15ml 1 vial, 90 vials

(2) Time Limit of Tender : 1 : 00 p.m. March 22, 2024

(Bids by Post must be received by 5 : 00 p.m. on Thursday 21, 2024)

(3) Please tender all information to : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumoshi, Shimane, 693-8555 Japan

TEL : 0853-30-6431

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年2月2日

島根県病院事業管理者 山口 修平

1 件名及び数量

高解像度手術顕微鏡 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和5年12月26日

4 落札者の氏名及び住所

小西医療器株式会社出雲営業所 所長 山口 賢二 出雲市塩冶有原町五丁目59番地

5 落札金額

33,550,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

令和5年11月28日

**教 育 委 員 会 告 示****島根県教育委員会告示第1号**

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、次の記念物を島根県指定天然記念物に指定したので、同条第2項において準用する同条例第4条第4項の規定により告示する。

令和6年2月2日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

種 別	名 称	員 数	所 在 地
天然記念物	ニホンアシカ剥製標本	1 体	松江市西川津町1060

**島根県教育委員会告示第2号**

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、平成5年島根県教育委員会告示第1号で指定した次の史跡について、次に掲げる所在地の地域を追加して指定したので、同条第2項において準用する同条例第4条第4項の規定により告示する。

令和6年2月2日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

別	名 称	員 数	所 在 地
史跡	山代郷南新造院跡	1 所	松江市山代町大畑167番 松江市山代町大畑168番 松江市山代町大畑174番 6 松江市山代町師王寺172番 1 松江市山代町師王寺175番 松江市山代町師王寺176番 1 松江市山代町師王寺176番 2 松江市山代町師王寺177番内 1 松江市山代町師王寺177番 2 松江市山代町師王寺178番

**正 誤**

令和5年11月10日付け島根県報第464号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（ ） 2 の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）	（ 〃 ） 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	( 〃 )	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 の規定による指定一般相談支援事業者の指定	( 〃 )	3

令和6年1月12日付け島根県報第480号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	市町村立学校の教職員の給与に関する規則の 一部を改正する規則	島根県教育委員会会議規則の一部を改正する 規則